

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和5年6月8日認可した。

令和5年6月13日

香川県知事 池 田 豊 人

土地改良区名	土地改良事業名
高松市下笠居土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）原水路1号地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）亀割池地区
舟岡池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）高木地区